

課題(1) 電磁的記録の保存

意見交換内容 ○ 電磁的記録をどのように保存し、いつ媒体変換していくべきか

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
島根県	行政資料……………刊行物等の印刷物およびビデオテープ等 提出先……………総務課長 (10部)	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>公文書管理条例の制定4県のうち、島根、香川、熊本の3県においては、紙資料以外に、ビデオテープ等についても、県民の利用に供することが、行政資料収集管理規程等で定められています。(参考2「行政資料収集管理規程」参照)</p> <p>滋賀県においては、文書管理規程で、各課が「図書、パンフレットその他の出版物」を発行したときは、県民活動生活課に引き継ぐよう規定しており、紙媒体の出版物については、発行の都度、各課から収集を行い、県民情報室において、閲覧用1部(5年保存)と保存用1部(永年保存)を配架しています。</p> <p>しかし、ビデオテープ、DVD等の電磁的記録については、県民活動生活課へ引き継ぐよう求めておらず、各課で保管されています。</p> <p>(参考3「紙文書と電磁的記録の取扱いの違いについて」参照)</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>映像・音声による情報提供は、時代を検証する上においても、効果のある資料であることから、即時公開可能な電子出版物(DVD等)については、作成した時点で、各課から収集を行う仕組みが必要ではないか。</p> <p>また、非公開情報が含まれる電磁的記録については、媒体の耐用年数を考慮した保存期間を定め、紙文書と同様、文書庫等で適切に保存することとし、保存期間満了後は県政史料室に移管し、利用に供する仕組みが必要ではないか。</p> <p>こうしたことから、ビデオテープ等については、劣化等もあり、移管をする時期や、再生機器の旧式化に対応していくため、DVD等への媒体変換の時期およびその方法を検討する必要があるとあり、時代に応じた電磁的記録の適切な保存方法について、各課に適切に情報提供する必要があるのではないかと。</p>	
香川県	行政資料……………印刷物等 (パンフレット、ポスター、ビデオテープ等を含む) 提出先……………県民室長 (12部、うち文書館2部)		
熊本県	行政資料……………研究書、報告書、統計資料、広報紙、パンフレット 映像・音声資料……………音声は講演会等を録音したもの 提出先……………県政情報文書課長 (10部、映像・音声資料は必要部数)		
滋賀県	出版物……………図書、パンフレットその他 提出先……………県民活動生活課長 (11部、うち県民情報室2部)		

課題(2) 地方機関の文書

意見交換内容 ○ 地方機関の歴史的な文書はどのように取り扱うべきか

	「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状	意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国 条例制定 4県	<p>この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第19条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 特定歴史公文書等</p> <p>(3) 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">(公文書管理法2条4項)</p> <p>(条例制定4県もほぼ同様)</p>	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>滋賀県では、県立近代美術館や県立琵琶湖博物館で保存されている資料などは、情報公開条例2条2項の特別の管理がされているものとして、公文書の対象外ですが、これらの施設は、公の施設であり、一般の利用に供することを目的として資料を管理しているため、行政不服審査法に基づいた利用請求権および救済手続も保障されています。</p> <p>一方で、県政史料室が保有する歴史的な文書は、特別の管理がされているものとして、公文書の対象外とされ、情報公開条例の適用除外となっていることから、「滋賀県歴史的な文書の閲覧等に関する要綱」に基づき利用に供しているものの、利用請求権は保障されていません。</p> <p>また、県立大学や試験研究機関など、研究者個人で保有している資料は、職員が作成取得したものです。組織的に共用されていると言い難く、情報公開条例上の公文書と位置付けることも難しい面がありますが、歴史的価値があるものも含まれていると考えられ、課題となっています。</p> <p style="text-align: right;">(参考4)「学術研究用資料等の取扱いについて」参照)</p>	
滋賀県	<p>この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、<u>当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>(1) 公報、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) <u>滋賀県立近代美術館、滋賀県立琵琶湖博物館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</u></p> <p style="text-align: right;">(滋賀県情報公開条例2条2項)</p>	<p>(本県の今後の方向性)</p> <p>保存期間が満了した公文書を、例外的に、県政史料室以外の施設で利用に供する場合において、特別の管理を行うとすると、公の施設でない場合は、救済手続が保障されないため、公文書管理条例による利用請求の対象として、取り扱う必要があるのではないか。</p> <p>したがって、当該施設では、県政史料室と同様に歴史的な文書として取り扱うことになるため、①永久保存、②適切な保存（個人情報漏えい防止等）、③目録の公開、④利用制限事由以外の制限なし、を行う必要があるのではないか。</p> <p>加えて、限定的な例外規定とするため、施設の指定には、⑤単なる閲覧ではなく、資料の解説等を行っていることの要件が必要ではないか。</p> <p>また、県政史料室以外の施設での利用に供する歴史的な文書についても、利用請求権を条例で位置付けた場合、法令上の利用請求権がないものとして、大学等において、組織共用されていない学術研究用資料等をどうするのかという課題がある。この文書を未来に引き継ぐためには、今後、どのように取り扱うべきか、引き続き、研究していく必要がある。</p>	

課題(3) 出版物等への掲載申請

意見交換内容 ○ 出版物等へ掲載許可申請は必要か

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国立公文書館	規定なし	(各団体の規定の概要) 公文書管理条例の制定4県のうち、香川県では、文書等を出版物に掲載しようとする場合、出版・掲載許可申請書を文書館の館長に提出し、その許可を受けなければならないこととされています。 他の都道府県の公文書館においても、出版物への掲載許可の申請を求めているところがあり、次のような場合には、許可しないことを定めている例があります。 ・公文書館の設置の目的に反するおそれがあるとき。 ・公文書館の業務に支障をきたすおそれがあるとき。 ・第三者のプライバシー等人権を侵害するおそれがあると認められるとき。 ・公文書館で所蔵している著作物のうち県以外の者が制作者であるとき。 ・寄贈、寄託者等との特約等で使用が制限されているとき。 また、出版物への掲載について、許可制ではなく、届出制としている公文書館もあります。	
香川県	文書等の複製物の全部若しくは一部を出版し、又は出版物に掲載しようとする者は、出版・掲載許可申請書（第6号様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。 (香川県立文書館規則12条)	滋賀県においては、歴史的文書出版物等掲載申請書の提出を求めています。	
滋賀県	歴史的文書の全部または一部を出版物等へ掲載しようとする者は、歴史的文書出版物等掲載申請書（様式第4号）に必要事項を記載して県民情報室長に提出し、その承認を受けなければならない。 県民情報室長は、要綱第4条第1項各号に規定する情報が含まれる歴史的文書は、出版物等への掲載を承認しないものとする。ただし、県民情報室長が公益上特に必要と認める場合はこの限りでない。 県民情報室長は、歴史的文書の出版物等への掲載を承認する場合、必要な条件を付すことができるものとする。 (滋賀県歴史的文書の閲覧等事務処理要領9条) 歴史的文書の掲載に当たっては、著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害しないこと。（歴史的文書出版物等掲載申請書（遵守事項））	(本県の今後の方向性) 情報公開制度により公開された公文書は、出版物等への掲載について、県独自の申請手続はない。 歴史的文書は、出版物等への掲載について、申請手続を定めており、著作権法上その他の責任が生じる場合に備えた措置と考えられる。 しかし、利用者にとっては、事務的には煩雑となるため、掲載申請を廃止してはどうか。ただし、所蔵文書が掲載されていることを把握し、今後の利活用策の検討に役立てるために、閲覧申請書に「掲載の場合は一部御恵与ください」等の注意書きを加えることで対応してはどうか。	

